5　前項の規定にかかわらず、第五十九条第六項（第百三十九条第五項又は第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をt_Tとし、当該ネッティング・セットの実効ＥＰＥをEE$_t$としなければならない。

6　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7　前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、ＣＶＡリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

（適用除外）

第二百五十三条の五　前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2　カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

第二百五十七条第三項第十号中「第二条及び第十四条」を「第二条第三号及び第十四条第三号」に改める。

第二百七十五条第一号中「次の項目」を「次のイからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）」に「とする。また、連結子会社」を「とし、連結子法人等」に「。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる」を「ものとする」に改め、同条第三号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第二百八十五条の二第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百」に改める。

第二百八十五条の三第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百・〇〇」に改める。

第二百八十五条の四第一項中「第二百八十五条の三」と」の下に「、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と」を加え、同条第三項中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百八十五条の五の見出し中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改め、同条第一項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同条第二項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百八十五条の五に次の一項を加える。

3　信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップスについては、第二百三十条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百九十六条第三項第二号中「（第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）」を削る。

第二百九十八条第一項中「第三項第十号及び」を「同号及び」に改め、同条第三項第五号ロ及びハ中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第二条及び第十四条の算式」を「第二条第三号及び第十四条第三号の算式」に改める。

附則第四条第一項第一号中「場合（」の下に「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年財務省・金融庁・経済産業省告示第３号）による改正前の」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（自己資本比率に係る経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における、この告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	四・五	四
	六	五・五

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条　この告示による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であって新告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この条において同じ。）を上乗せする特約が付されたもの（旧告示第五条第二項及び第三項において「適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段」という。）の額については、第四条第一項又は第十四条第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第一号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント